

うきし農地利用の最適化推進運動

農委会名：宇城市農業委員会

1 地域の概要

宇城市は、平成17年1月15日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の5町が合併して誕生した。

九州の経済大動脈である国道3号線と西は天草、東は宮崎県への結末点という地理的状况に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市的機能を併せ持つバランスの取れた水と緑と心豊かな地域である。

また、本市は半島地域や平坦地域、中山間地域といった変化に富んだ自然条件や立地条件を生かし、野菜、花きなどの施設園芸をはじめ、果樹、米、畜産など多様な農業生産が展開されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 13人（うち、認定8人、女性3人）
- (2) 推進委員数 19人（うち、認定6人、女性0人）
- (3) 事務局体制 5人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
新規集積目標面積 147ha
- (2) 遊休農地解消活動
遊休農地解消目標面積 18ha
- (3) 非農地化の推進

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化

掲げた目標を達成するため、各地区の現地検討会において、各委員へ農地集積の目標数値等の周知を行った。具体的な活動内容は、日頃の農業者からの貸し手・借り手からの相談を踏まえ、農地をあっせんし、集積に努めた。

また、農政課と各集落においてワークショップ形式の座談会を開催し、耕作者や地権者の意見を取りまとめて地区の状況を把握した。この座談会には県宇城地域振興局、熊本県農業公社、熊本宇城農協も参加し、農業委員会からは地区担当の農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員が参加した。その際に、農地の集積・集約化の推進を行った。

- (2) 遊休農地解消活動

平成19年度から、現地検討会（旧町単位）で国県市道沿線の遊休農地を借り受け、

別紙様式①

景観作物（ヒマワリ、コスモス等）を植え付け、遊休農地解消を呼びかける看板を設置してきた。今年度の活動について、以下のとおり紹介する。

①豊野町

これまで、地元の農業委員および農地利用最適化推進委員と豊野小中学校が連携し、イモ植えやイモ掘りなどの農業体験に取り組んできた。今年度も10月にイモ掘りを実施した。

②不知火町

令和3年度から、地元農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、荒廃していた農地の草刈りや重機を入れての整地を行っている。本年度は草刈り後、新たにヒマワリを植え付け、地元住民への景観活動を行った。



【不知火町の解消活動状況】

③小川町

令和4年度から、地元農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、荒廃していた農地の草刈りや重機を入れての整地を行った。また、6月にひまわりの種を植え付けて農業委員会の活動を紹介する看板を建て、活動をPRした。ひまわりは8月頃には開花し、活動の成果を通行人等へ周知できた。



【小川町の解消活動状況】

【小川町の解消後のひまわり開花状況】

(3) 非農地化の推進

今年度は農地の利用状況調査を元に、再生利用が困難な農地の9筆合計19,243㎡について現地調査を行った。今後は非農地判断を行い、所有者に非農地通知を發出して所有者から同意が得られた場合は、農業委員会が職権で一括して法務局に職権登記の申出を行い、法務局が地目変更登記を行う予定である。

また、非農地証明願も随時受付し、現地調査後、総会で審議し非農地証明を13筆合計43,531㎡発行した。



【非農地判断の現地調査】

5 取組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

新規集積面積 18ha

(2) 遊休農地解消活動

遊休農地解消面積 2,740㎡

① 豊野

740㎡の遊休農地を解消した。豊野小中学校と連携しての取り組みは今年で14年目となる。農業体験や収穫した食物を食べることを通じて、食育活動として参加した児童の食や農業の大切さの理解を深めることができた。

②小川

515㎡の遊休農地を解消した。交通量の多い道路沿いの草が生い茂っていた農地に重機等を入れ委員らにより整地を行い、そこを解消することで、景観の向上や遊休農地解消の重要性を周知できた。

③不知火

1,485㎡の遊休農地を解消した。交通量の多い国道266号沿いの草が生い茂っていた農地に重機等を入れ委員らにより整地を行い、遊休農地の状態を解消することで、景観の向上や遊休農地解消の重要性を周知できた。

(3) 非農地化の推進

非農地化面積 約4.4ha（非農地証明した農地の合計面積）

6 課題と今後の方針等

担い手への農地の集積・集約化については、国営緊急農地再編整備事業や、日頃の農業者からの貸し手・借り手からの相談を踏まえ、農地をあっせんし、集積に努めていく。

別紙様式①

また、地域計画に関し、各集落の地権者、耕作者の意向を把握し、農地の集積・集約化の推進に取り組んでいく。

遊休農地解消については、令和5年度も3地区で取り組みを実施した。今後も、景観作物やイモを植え付けて遊休農地解消の啓発を行っていく。活動周知については、農業者だけでなく広く市民に周知するため、市ホームページ等で解消状況を紹介する記事を掲載、解消活動場所に遊休農地解消を周知できる看板等を建ててPRする等、周知を行っていく。

地域計画及び目標地図の素案作成については、令和5年度に引き続き地権者と耕作者に郵送にて調査票を配布し意向を把握する。回答がないものについては、農業委員・農地利用最適化推進委員に依頼し、調査票又はタブレットを用いて聞き取りを実施予定であり、目標地図の素案作成が円滑に進むよう取り組んでいく。